

分類表

(建設業、不動産業、物品賃貸業)

【13】企業調査票第2面「17 建設、サービス収入の内訳」については、この分類表を参照し、回答してください。

● 調査票への記入方法 1

以下の「サービスの種類」は、調査票第1面の「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」の事業別内訳と対応しています。

⑥ 建設事業の収入（完成工事高）		
● 建設事業の収入	2
⑦ 不動産事業の収入		
● 不動産サービス	2
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入		
● 娯楽サービス	4
⑲ 上記以外のサービス事業の収入		
● 自動車整備サービス、保守・修理サービス	5
● その他の事業者向けサービス	6
〔建物維持管理サービス〕		
● 各種団体・組合における賦課金・会費収入	6
● その他のサービス	6
〔集会場賃貸サービス〕		

以下の「サービスの種類」は、調査票第1面の「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」の特定の事業別内訳に限定したサービスではありません。1ページの「記入上の注意」を参照してください。

● 寄付金、補助金、運営費交付金等	6
-------------------	-------	---

調査票への記入方法

記入例

○ 建設業、不動産業を営んでいるが、建設業、不動産業による収入を含め、以下の収入がある場合の記入例

・卸売業による収入	300万円	(卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む))
・住宅建築工事による収入	23,300万円	(建設事業の収入(完成工事高))
・建物の売買の代理・仲介による収入	1,000万円	(不動産事業の収入)
・賃貸用住宅の所有者から委託を受けて行っている建物の保全業務による収入	800万円	(不動産事業の収入)
・電気通信設備、空調の検査による収入	200万円	(上記以外のサービス事業の収入)
・集会場の賃貸による収入	150万円	(上記以外のサービス事業の収入)



(1) 調査票第1面「9 企業全体の事業別売上(収入)金額」(一部抜粋)

事業別内訳	売上(収入)金額										
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入											0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入											0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額											0,000
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)								300			0,000
⑤ 小売の商品販売額											0,000
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)							23300				0,000
⑦ 不動産事業の収入							1800				0,000
⑧ 物品賃貸事業の収入											0,000
⑨ 飲食サービス事業の収入											0,000
⑩ 医療、福祉事業の収入											0,000
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入											0,000
⑫ 運輸、郵便事業の収入											0,000
⑬ 金融、保険事業の収入											0,000
⑭ 宿泊事業の収入											0,000
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入											0,000
⑯ 教育、学習支援事業の収入											0,000
⑰ 情報通信事業の収入											0,000
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入											0,000
⑲ 上記以外のサービス事業の収入								350			0,000
合計											350,000

本分類表には、これらの事業別内訳の「分類番号」及び「サービスの種類」が掲載されています。

(2) 調査票第2面「17 建設、サービス収入の内訳」(一部抜粋)

順位	分類番号	建設、サービスの種類	売上(収入)金額										
			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
第1位	06-04	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・リフォーム)							23300				0,000
第2位	07-05	不動産売買代理・仲介サービス							1000				0,000
第3位	07-17	住宅管理サービス(賃貸住宅)							800				0,000
第4位	19-22	その他の建物維持管理サービス							200				0,000
第5位	19-32	集会場賃貸サービス							150				0,000

記入上の注意

○ 本分類表に掲載している「サービスの種類」については、上記(1)の で囲まれている事業別内訳については幅広く掲載していますが、 で囲まれている事業別内訳については一部に限定して掲載しています。

- 2～6ページに掲載した「分類番号」の上2桁は、事業別内訳の番号「⑥、⑦、⑮、⑲」に対応しています。
- なお、「寄付金、補助金、運営費交付金等」については、特定の事業別内訳に限定されないため、「分類番号」の上2桁を便宜「20」とし、6ページに掲載しています。

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
建設事業の収入		
完成工事高		
土木工事（元請工事）	06-01	土木工事（道路・河川工事等）、農業土木工事（農道工事、土地改良工事等） ※送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事を含みます。
土木工事（下請工事）	06-02	
住宅建築工事・同設備工事（元請工事・新築）	06-03	居住を主たる目的とする建築物（複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの）に関する建築工事（その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する工事を含む。）及び建築設備工事（建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事）
住宅建築工事・同設備工事（元請工事・リフォーム）	06-04	
住宅建築工事・同設備工事（下請工事・新築）	06-05	
住宅建築工事・同設備工事（下請工事・リフォーム）	06-06	
非住宅建築工事・同設備工事（元請工事）	06-07	居住以外（鉱工業、商業、サービス業用等居住用以外の目的のすべてを含む。）を主たる目的とする建築物に関する建築工事（その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する整地等の工事を含む。）及び建築設備工事（建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事）
非住宅建築工事・同設備工事（下請工事）	06-08	
機械設備工事（元請工事）	06-09	工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋内の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事（建築設備を除く。）
機械設備工事（下請工事）	06-10	
不動産サービス		
不動産販売サービス		
新築住宅販売サービス	07-01	新築住宅（自ら建築施工したものを除く。）を販売するサービス 【内容例示】 × 自ら建築施工した住宅の販売 ⇒ 「06-03 住宅建築工事・同設備工事（元請工事・新築）」又は「06-05 住宅建築工事・同設備工事（下請工事・新築）」
中古住宅販売サービス	07-02	中古住宅を販売するサービス
非住宅用建物販売サービス	07-03	非住宅用建物（自ら建築施工したものを除く。）を販売するサービス 【内容例示】 ○ 倉庫販売サービス（自ら建築施工を行わないもの） × 自ら建築施工した非住宅用建物を販売するサービス ⇒ 「06-07 非住宅建築工事・同設備工事（元請工事）」又は「06-08 非住宅建築工事・同設備工事（下請工事）」
土地販売サービス	07-04	土地（取壊し予定の建物が付着している土地も含む。）の譲渡 【内容例示】 × 建物と一体の敷地の販売 ⇒ 「07-01 新築住宅販売サービス」、「07-02 中古住宅販売サービス」又は「07-03 非住宅用建物販売サービス」 × 土地の売買の代理・仲介サービス ⇒ 「07-05 不動産売買代理・仲介サービス」
不動産代理・仲介サービス		
不動産売買代理・仲介サービス	07-05	宅地建物取引業法に基づき、土地や建物の売買を代理・仲介するサービス ※不動産特定共同事業契約の締結を代理・媒介するサービスを含みます。
不動産賃貸代理・仲介サービス	07-06	宅地建物取引業法に基づき、土地や建物の賃貸を代理・仲介するサービス ※不動産特定共同事業契約の締結を代理・媒介するサービスを含みます。

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
不動産賃貸サービス		
住宅賃貸サービス（1か月以上）	07-07	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 × 下宿サービス（旅館業法の許可を受けているもの）⇒【建設、サービス収入の内訳対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「④宿泊事業の収入」に該当
住宅賃貸サービス（1か月未満）	07-08	
非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	07-09	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス。収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く。 【内容例示】 ○ 事務所、店舗用建物賃貸 ○ 物流施設賃貸 × 会議室賃貸 ⇒「07-11 会議室等賃貸サービス」 × 劇場式ホール提供 ⇒「15-42 劇場賃貸サービス」 × スポーツ施設提供 ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 集会場、多目的ホール提供 ⇒「19-32 集会場賃貸サービス」
収納スペース賃貸サービス	07-10	自己責任で管理することを条件に、荷物等を収納するスペースを賃貸するサービス 【内容例示】 × コインロッカー提供サービス、荷物一時預かりサービス ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 貸金庫サービス ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「③金融、保険事業の収入」に該当
会議室等賃貸サービス	07-11	主として会議に用いられる部屋やスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス
土地賃貸サービス	07-12	土地賃貸サービス
不動産ファイナンスリース	07-13	建物（建物の敷地を含む。）をファイナンスリースするサービス
サブリースサービス	07-14	賃貸物件管理事業者が建物所有者等から入居の有無を問わず毎月一定の賃料を支払うことを条件に、建物を賃借し、自らが転貸人となって入居者に転貸するサービス

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
不動産管理サービス		
駐車場サービス	07-15	自動車、オートバイを駐車するスペースを提供するサービス ※駐車場の運営を受託するサービスを含みます。 【内容例示】 × 自転車を駐輪するスペースを提供するサービス、駐輪場の運営を受託するサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
住宅管理サービス（賃貸住宅以外）	07-16	住宅所有者（管理組合等を含む。）の委託を受けて、建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス 【内容例示】 × 建物の清掃のみを請け負うサービス（ハウスクリーニングサービスを除く。） ⇒ 「19-22 その他の建物維持管理サービス」 × ハウスクリーニングサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 建物の清掃や保守のみを一括で請け負うサービス ⇒ 「19-21 ビルメンテナンスサービス」
住宅管理サービス（賃貸住宅）	07-17	賃貸用住宅の所有者等の委託を受けて、不動産賃貸の経營業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス 【内容例示】 × 建物の清掃のみを請け負うサービス（ハウスクリーニングサービスを除く。） ⇒ 「19-22 その他の建物維持管理サービス」 × ハウスクリーニングサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 建物の清掃や保守のみを一括で請け負うサービス ⇒ 「19-21 ビルメンテナンスサービス」
非住宅用建物管理サービス	07-18	非住宅用建物所有者の委託を受けて、不動産賃貸の経營業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス 【内容例示】 × 建物の清掃のみを請け負うサービス（ハウスクリーニングサービスを除く。） ⇒ 「19-22 その他の建物維持管理サービス」 × ハウスクリーニングサービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 建物の清掃や保守のみを一括で請け負うサービス ⇒ 「19-21 ビルメンテナンスサービス」
土地管理サービス	07-19	土地所有者からの委託を受けて、不動産賃貸の経營業務あるいは土地の保全業務等の管理を行うサービス
屋外広告スペース提供サービス	07-20	屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス 【内容例示】 ○ デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○ チラシの設置場所の提供 ○ アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 × 駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑩運輸、郵便事業の収入」に該当
娯楽サービス		
劇場賃貸サービス	15-42	劇場のスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス ※映画館の施設を時間又は日数単位で賃貸するサービスを含みます。

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
自動車整備サービス、保守・修理サービス		<p>事業者又は一般消費者の依頼を受けて行う自動車整備（車検代行、部品の交換・取付、故障修理、洗車等）サービス（※メーカーなどから請け負う無償修理などのリコール対応、及び整備に伴う部品の売上を含みます。）、 産業機械を保守又は修理するサービス、 工作機械を保守又は修理するサービス、 土木・建設機械及び建設資材を保守又は修理するサービス、 医療用機器を保守又は修理するサービス、 商業用機械・設備を保守又は修理するサービス、 通信機器・関連機器を保守又は修理するサービス、 サービス業用機械・設備を保守又は修理するサービス、 その他の産業用機械器具の保守・修理及び産業用設備の洗浄サービス、 電子計算機・関連機器を保守又は修理するサービス、 事務用機器を保守又は修理するサービス、 スポーツ用品を保守又は修理するサービス、 その他の物品の保守・修理サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型 ○ 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンター、鍛圧機械、放電加工機、溶接機（数値制御（NC）付きを含む。）、 ○ 掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む。）、建設工事用各種作業船、仮設用機材（工用エレベーターを含む。）、建設用足場資材、鋼矢板 ○ 診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器 ○ 業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品 ○ 有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置 ○ 業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備（ボウリング装置など）、娯楽機械（パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など）、カラオケ機器（業務用）、娯楽機器用両替機 ○ ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、エレベーター、物流運搬設備、発電機（業務用）、空調設備（業務用）、照明機器（業務用）、音響機材（業務用）、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む） ○ 電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機付属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム） ○ コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機（B3版未満）、エアシューター（気送管）、シュレッダー、事務用什器・備品 ○ スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート ○ 娯楽用品、娯楽用テント、楽器 ○ テレビ・映画・演劇の撮影・上映・上演に用いる道具、機材 ○ 家庭用電気機械器具 ○ 家具、表具、家庭用品、装飾品 ○ 履物、時計、貴金属・宝石製品 ○ 絵画、工芸品など有形文化財 <p>× 部品等の販売（工賃が発生しないもの） ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当</p> <p>× 衣服の保守・修理サービス ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</p>
自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス	19-00	

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
その他の事業者向けサービス		
建物維持管理サービス		
ビルメンテナンスサービス	19-21	オフィスビル、商業施設、宿泊施設、工場、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス 【内容例示】 × 不動産賃貸の経営業務、不動産の保全業務等の管理を一括して行うサービス ⇒ 「07-16 住宅管理サービス（賃貸住宅以外）」、「07-17 住宅管理サービス（賃貸住宅）」又は「07-18 非住宅用建物管理サービス」
その他の建物維持管理サービス	19-22	その他の建物維持管理サービス 【内容例示】 ○ マンション、アパート等の共用部分、住宅以外の建築物の内部及び外部の清掃 ○ 電気通信設備、空調、消防設備、エレベーター等の設備の管理や建築物の敷地、構造、建築設備等の点検・検査 ○ 居住用及び非居住用建物の空気環境管理、給水・排水管理、害虫駆除 ○ 空気調和装置・空調用ダクト・貯水槽・排水槽・湧水槽・排水管の清掃 × オフィスビル、商業施設、宿泊施設、工場、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス ⇒ 「19-21 ビルメンテナンスサービス」 × 浄化槽清掃 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑩上記以外のサービス事業の収入」に該当 × 空気環境測定及び水質検査 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
各種団体・組合における賦課金・会費収入		
各種団体・組合における賦課金・会費収入	19-31	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス 【内容例示】 ○ 協同組合の組合員に対する賦課金 ○ 入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。） × 寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」 × 観光協会の会費 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当
その他のサービス		
集会場賃貸サービス	19-32	式典や講演会などに用いられる部屋やスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス 【内容例示】 ○ 多目的ホール、商品展示所、集会場 × 劇場 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × スポーツ施設 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当

以下の「分類番号」は、特定の事業別内訳に限定されないため、上2桁を便宜「20」としています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
寄付金、補助金、運営費交付金等		
寄付金、補助金、運営費交付金等	20-03	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入

ホームページのご案内・お問合せ先

〈令和3年経済センサス-活動調査 実施事務局〉

- ホームページにも『分類表（PDF）』を掲載しています。

経済センサス 実施事務局 調査関係書類

検索

URL：<https://www.e-census.go.jp/documents/>

※（4）分類表（建設業、不動産業、物品賃貸業）をご覧ください。

- 分類表に関するお問合せ先

【フリーダイヤル】 **0120-565-503**（通話無料）

IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合

045-522-2426

受付時間 午前9時～午後6時（平日）

※お問合せの際は、電話番号をお確かめの上、おかけ間違いのないようお願いいたします。

タブレット
スマートフォンなどは
こちらから

